

序章 都市計画マスタープラン 改定にあたって

今回の都市計画マスタープランの改定にあたっては、社会情勢や市民のニーズの変化、市の施策の進捗状況、関連計画との整合性などを総合的に勘案して改定しました。

序章 都市計画マスタープラン改定にあたって

(1) 都市計画マスタープラン改定の背景と目的

都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針として中長期的視点に立って都市の将来像を示すものであり、また、「社会情勢の変化に応じ、適時適切に見直しを図るもの」と都市計画運用指針^{※1}で規定されています。

遠野市では、平成8年3月に遠野市都市計画マスタープランを策定しました。その後、平成17年10月に旧遠野市と旧宮守村とが合併したことに伴い、「遠野市総合計画」を新たに策定し、「景観計画」や「環境基本計画」、「中心市街地活性化基本計画」などの都市計画に関する各種計画も策定しました。

一方、国においては、人口減少や少子高齢化の進行などの社会状況が大きく変化してきたことを受け、都市計画に関連した「景観法」の制定や「まちづくり三法（都市計画法・中心市街地活性化法・大規模小売店舗立地法）」の見直しなどが行われました。また、岩手県では、「遠野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（遠野都市計画区域マスタープラン）」が策定されました。

また、都市をめぐる社会情勢に目を向けると、拡散型から集約型の都市構造への転換、環境負荷低減に向けたまちづくり、安全で安心なまちづくりなどが求められております。

こうした中、「遠野市都市計画マスタープラン」は、計画策定から約20年間、総合計画に即したまちづくり指針としての役割を果たしてきました。

改定にあたっては、地域や社会情勢の変化に対応するとともに、遠野市総合計画をはじめ、各種関連計画を踏まえつつ、意向調査や策定委員会により市民意向を反映した市民にわかりやすい新たなまちづくりの方針とすることを目的とします。また、既存の都市施設を有効に活用しながら様々な機能をコンパクトに集約した都市構造への転換を目指し、今後も住み良いまちづくりを進めていきます。

《まちづくりの視点》

- 従来のまちづくりの方向
- 人口は増加する
- 市街地を拡大する など

- これからのまちづくりの方向
- 人口減少でも都市の活力を維持
- だれもが住みやすい都市
- 地球環境への負荷軽減 など

用語解説

【※1 運用指針】 国の考え方を通知し、示したもの

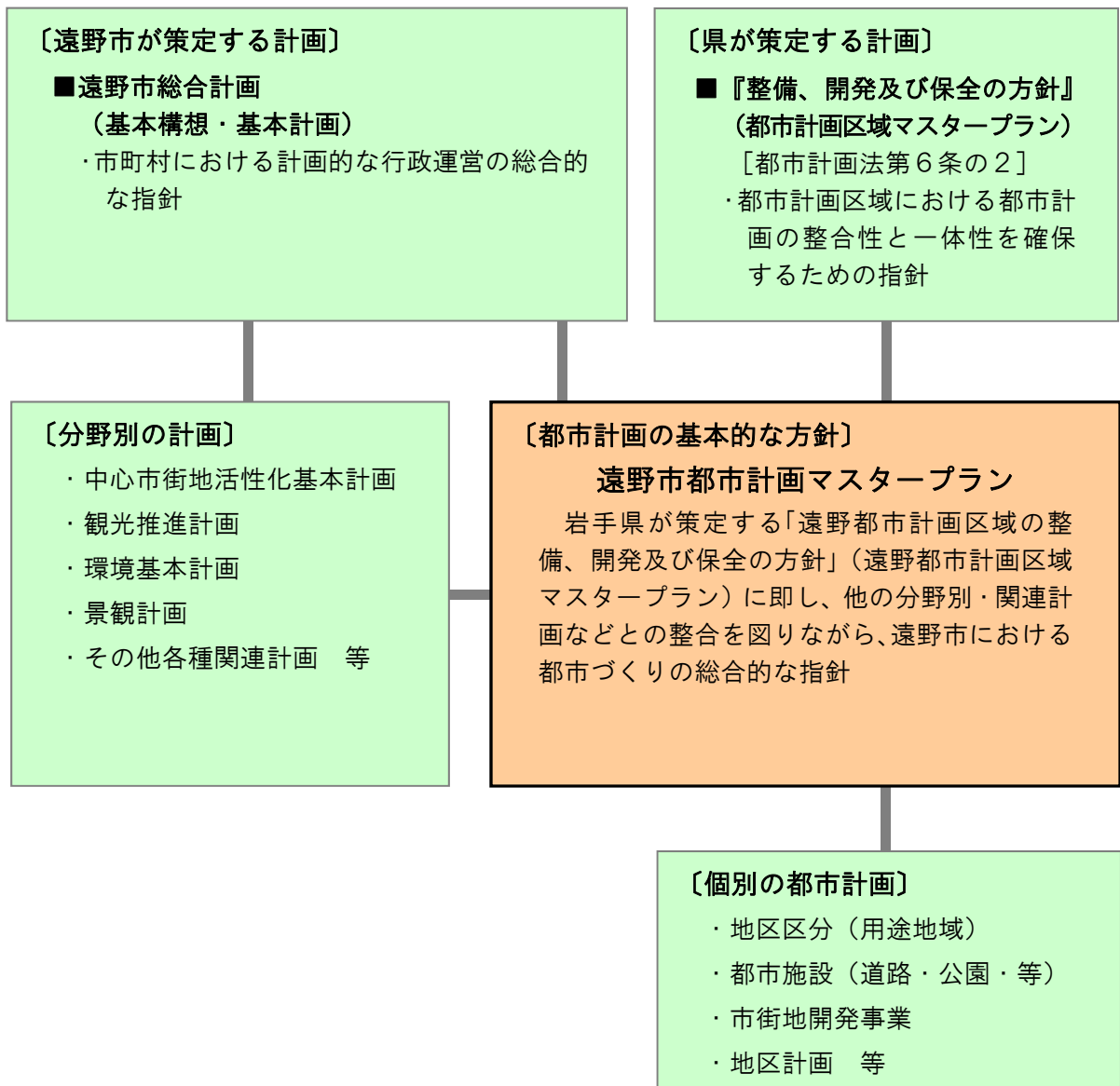
【※2 都市施設】 都市計画法に基づく道路や公園、下水道などの施設

(2) 都市計画マスタープランの位置づけと役割

1) 計画の位置づけ

遠野市都市計画マスタープランは、遠野市が目指す魅力的な都市づくりをさらに展開すべく、市民の意見を反映し、都市計画法（第18条の2）に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定します。

また、上位計画である「遠野市総合計画」や岩手県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（遠野都市計画区域マスタープラン）に即しながら、地域の将来像を示すもので、今後、都市づくりを行うための総合的な指針となるものです。



2) 計画の役割

都市計画マスタープランには、次のような役割があります。

- 1) 市民の意見を反映した具体性のあるまちの将来像を明示
市民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに市民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来像を示します。
- 2) 市都市計画についての決定及び変更の指針
土地利用や都市施設などの個別の都市計画を決定する際の指針となります。
- 3) 個々の都市計画を相互に調整する体系的な指針
個別計画だけでなく、都市計画マスタープランで示した将来像に基づき、土地利用や都市施設などの整備を進める際の相互の調整を図る指針となります。

(3) 計画期間

都市計画マスタープランは、中長期を見据えたまちづくりの基本指針として、また、都市計画を継続的に先導する役割を持つことから、計画の開始を平成27年度（2015年度）とし、20年後の平成46年度（2034年度）を目標年次とします。ただし、目指すべき将来像などが変更された場合には、上位計画や社会情勢の変化などを踏まえ、適切に見直しを行います。

平成27年度
(計画始期)

平成46年度
(目標年次)

中長期的なまちづくり

社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて見直し

(4) 将来推計人口

計画目標年次の平成46年度(2034年度)における本市の将来推計人口は、19,900人、都市計画区域内将来推計人口は11,800人と設定します。

平成46年度

市将来推計人口	19,900人
都市計画区域内将来推計人口	11,800人

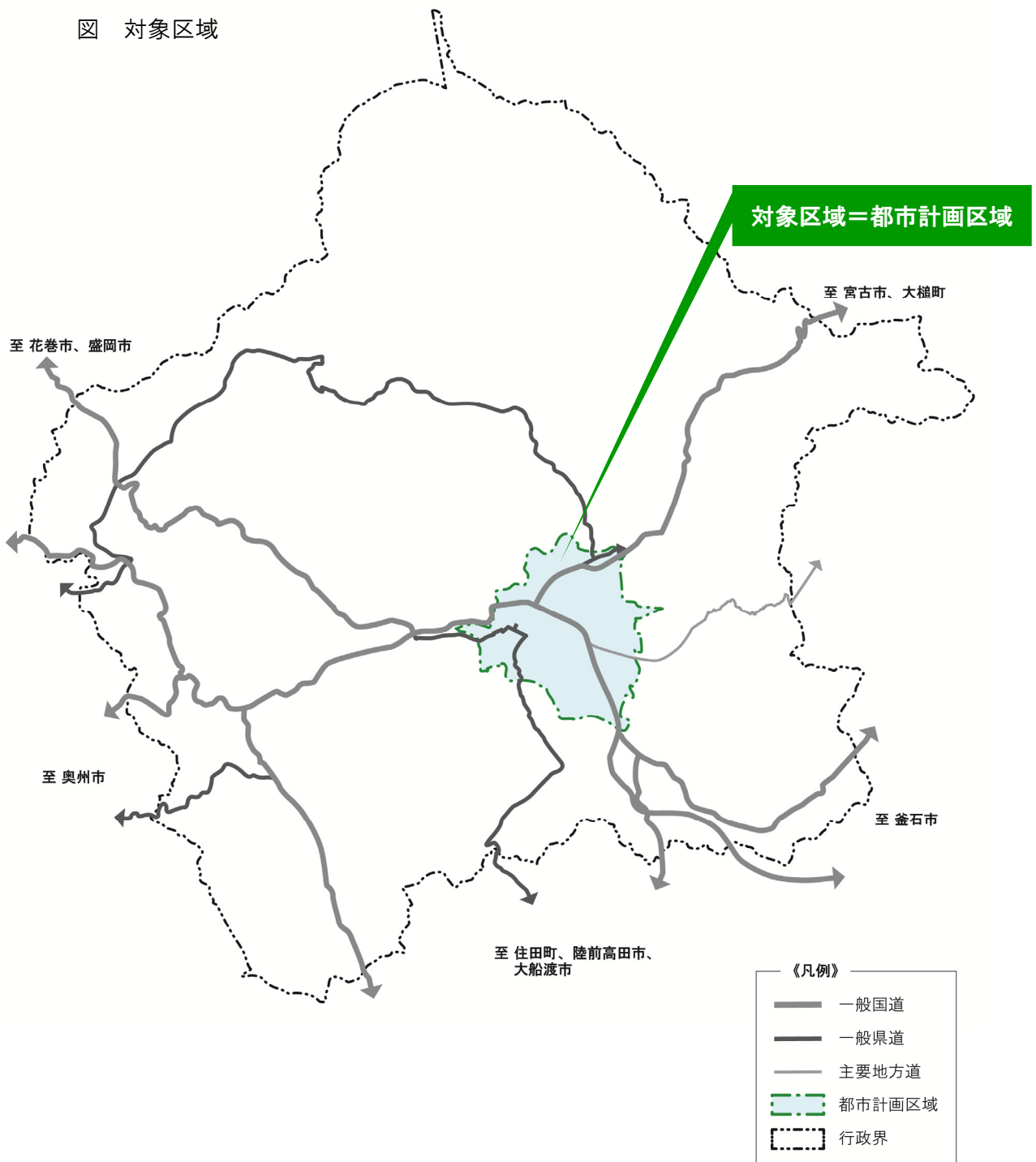
データ：人口問題研究所（市将来推計人口）

(5) 対象区域

都市計画マスタープランは、「都市計画に関する基本的な方針」であることから、基本的に都市計画区域を対象とします。

ただし、都市政策やまちづくりを検討する必要がある方針などについて、遠野市全域を対象とします。

図 対象区域



(6) 計画の構成

都市計画マスタープランは、大きく、「全体構想」、「地域別構想」、「計画実現に向けて」の3つの内容で構成されます。

《計画の構成》

